

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年11月28日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

1 費消の原因が明らかに誤った説明をした過誤にあること

東京地方裁判所平成29年2月1日判決は、「保護の実施機関による返還金額の決定が、（略）判断の基礎とされた事実を誤認がある等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解するのが相当である。」と判示し、福祉事務所職員の過誤による生活保護費の過支給の決定に当たり、当該職員による過支給費用の負担の可否について検討がされなかったこと等を理由に返還決定を取り消している。

本件は、当該判決の過支給事案とは異なるが、支給済保護費の一部が費消による返還困難となった経過に、実施機関の過誤がある点では両者

は共通している。

すなわち、本件において、請求人は、ケースワーカーから、2022年10月7日付けで生活保護は廃止もしくは停止になる可能性が高いと明言された上、傷病手当金につき、「停止や廃止って、お金が手元にあるのならばそれを使ってくださいね、で、なくなったらまた申請していいですよってことなので。」と、今後の生活に使用し、なくなったらまた申請するよう明確に述べ、自宅訪問においても同様の説明をしている。

かかる誤った説明をしたケースワーカーには、重大な過誤がある。そして、この過誤説明は、請求人が傷病手当入金後、同金員を、返還決定がなされるまでの生活費等に費消した直接の原因である。

したがって、担当ケースワーカーに一部返還金を負担させることや、損害の公平な分担の見地から、生活保護費の費消分を請求人に返還を求めることの妥当性を慎重に検討することが不可欠である。

にもかかわらず、処分庁は事実を否認し、誤った対応を行ったケースワーカーの過誤ないしそれに基づく責任や、それによる費消分を請求人に負担させることの妥当性を一切検討していない。

この時点で、本件処分には、事実誤認ないし考慮すべき事項を考慮していないという裁量の逸脱ないし濫用がある。したがって、まずこの点をもって、本件処分には重大な違法ないし不当があり、取消しを免れない。

2 食費等へのやむを得ない費消、精神疾患を抱える世帯への全額返還の自立阻害等

請求人は、2021年8月にうつ病を発症し、翌月以降は就業も困難となって休職することとなった。請求人はパートナーと同居しているが、パートナーも精神疾患を抱えており、両名で日常的な家事（とりわけ自炊）を行うことは非常に困難であった。そのような状況の中で、両名とも生活保護受給中であったことから、慎ましい生活を送ってきた。

そのような中で、2022年10月7日に傷病手当を受給し、同日、ケースワーカーから傷病手当を費消して構わないとの説明があったことから、請求人はそれまで我慢してきたとりわけ食事に関して、反動的に多額を費消するようになった。具体的には、〇〇などのデリバリーを1日3食利用するようになり、一日に1万円以上利用することも珍しくなかったが、それまで慎ましい生活をしてきたことや、ケースワーカー

から傷病手当金について生活のために使用して、なくなったら再申請をするよう説明を受けていた経過からすれば、やむからぬ面がある。

このような中で、2022年10月28日にはケースワーカーから傷病手当について返還の話があった。しかし、請求人本人の精神疾患の影響に加え、主として同居のパートナーも精神的に不安定であり。〇〇などの食事を突然止めることがパートナーに精神的負荷を与える可能性があり、請求人としても説得が困難であった。このため、2022年10月28日の返還についての電話があっただけでは、〇〇などを利用するような食生活を直ちに止めることが困難であり、正式に本件処分がなされるまで、約70万円を主として〇〇等の食事に使用した。

このような経緯は、生活保護費の費消の状況として考慮義務事項となる。

すなわち、このような経過を一切無視して、175万円に及ぶ傷病手当金全額の返還を求めることは、請求人世帯の自立を阻害することは明らかであり、返還額を定めるにあたっては、係る経過を踏まえ、自立を阻害しないよう、少なくとも正式な63条返還処分がなされる2022年11月28日までの費消分は、返還額から除外すべきことを検討することが不可欠である。

しかし、処分庁は、これらの事情も一切考慮していないのであり、考慮すべき事項を考慮していない点で裁量の逸脱ないし濫用がある。この点からも、本件処分は重大な違法ないし不当であり、取消しを免れない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月 7日	諮問
令和7年 9月22日	審議（第104回第2部会）
令和7年 10月22日	審議（第105回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護の基準に従って、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 収入の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

(3) 傷病手当金

健康保険法99条1項によれば、被保険者が療養のために労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給するとされている。

そして、「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成、令和3年12月改訂。以下「運用事例集」という。）問7-40によれば、傷病手当金の収入認定上の取扱いは、次官通知第8・3・(2)・ア（恩給、年金、失業保険金その他の公の給付）により、実際の受給額を認定することとなることとされ、傷病手当金から社会保険料を控除する取扱いについては、これを行って差し支えないものであるとされている。

(4) 費用返還義務

ア 法63条の規定

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている(以下、上記返還額からの控除を「自立更生免除」という。)

ただし、使途として、「いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)」、「贈与等により当該世帯以外のために充てられた額」、「保有が容認されない物品等の購入に充てられた額」、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」は、自立更生免除に含まれないとされている(課長通知1・(1)・④・(ア)ないし(エ))。

また、傷病手当金の収入認定上の取扱いは年金収入と同様とされているところ(1・(3))、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、「事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」とされている。(同・(2)・(ア)・③及び(イ))

ウ 生活保護問答集

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働

省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-6・答・(1)によれば、費用返還と資力の発生時点について、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合について、年金受給権が生じた日から法63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取扱うこととなるとされている。

(5) 次官通知等の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準であり、課長通知は、同法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。

さらに、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 法63条の適用について

運用事例集によれば、傷病手当金の収入認定上の取扱いは、実際の受給額を認定することとなるとされ、傷病手当金から社会保険料を控除する取扱いについては、これを行って差し支えないものとされている。また、問答集によれば、障害基礎年金等が遡及して支給されることとなった場合について、年金受給権が生じた日から資力が発生したものとして取り扱うとされていることから、このような一定の給付事由が発生したことにより受領できる金員については、当該事由の発生時点から資力があるものとして取り扱うことになると解される。

これを本件についてみると、請求人は、令和4年10月7日に、本件組合から、支給対象期間を令和3年10月2日から令和4年8月17日までとする傷病手当金として、2,086,400円の振込みを受けたことが認められる。このため、請求人は、傷病手当金の支給対象期間の始期である令和3年10月2日以降、法63条に規定する資力があるにもかかわらず保護を受けたことになり、その受けた保護費に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関に対してその定める額を返還しなければならないことになる。

そして、請求人は、未払の社会保険料として、333,110円を

本件会社に支払う必要があることが認められ、これを本件入金から差し引いた額（１，７５３，２９０円）は、支給済み保護費の額（２，３０４，５５９円）を下回ることから、当該差引額（１，７５３，２９０円）が返還対象となる（別紙参照）。

(2) 自立更生免除について

自立更生免除は、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められない（課長通知 1・(2)・(ア)・③）。

これを本件についてみると、担当職員は請求人から自立更生免除の希望はないことを聞き取っており、本件処分前に、請求人から自立更生免除に関し、事前又は事後の相談はなかったと認められることから、処分庁が自立更生免除の検討を行わなかったことについて、違法又は不当とすべき点は認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分は、上記 1 の法令等の規定に則ってなされたものと認められることから、これを違法、不当と評価することはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3・1 のとおり、東京地方裁判所の判決を引用した上で、担当職員が本件入金につき、保護が廃止もしくは停止になる可能性が高いと明言された上、本件入金額を今後の生活に使用し、なくなったら再申請するようにとの誤った説明を行ったにもかかわらず、処分庁が担当職員の過誤ないしそれに基づく責任や、それによる費消分を請求人に負担させることの妥当性を一切検討していない本件処分は違法・不当である旨を主張する。

しかし、請求人から提出を受けた令和 4 年 10 月 7 日の請求人と担当職員との応答記録（音声データ）を確認したところ、担当職員が請求人に対し、支給済の保護費は返還しなくてもよいとの誤った説明をした事実は確認できない。

加えて、上記 1 の法令等の定めのとおり、保護受給中に資力が発生した被保護者に法 63 条に基づく返還義務が生じることは、担当職員の事前の説明の有無に左右されるものではなく、仮に、同条の返還義務について請求人に対する処分庁の説明が十分でなかったとしても、そのこと

が直ちに本件処分の違法又は不当を導くものであるとまでは言えない。

なお、請求人が引用する東京地方裁判所判決は、福祉事務所の職員の過誤により保護費が過大に支給されていた事案であり、本件とは明らかに状況が異なることから、処分庁が損害の公平な分担等について検討すべきであったということとはできない。

また、請求人は、第3・2のとおり、請求人及びパートナーが精神疾患を抱えている点を考慮すれば、本件収入をデリバリー等の食費に費消したことはやむを得ないものであり、この点を考慮していない本件処分は違法・不当である旨を主張する。

しかし、請求人が自立更生免除について処分庁に事前に相談していないことは上記2・(2)のとおりであり、かつ、仮に事後に相談があった場合であっても、請求人及びそのパートナーが費消したデリバリー等の食費については、精神疾患等の事情を考慮したとしても、地域住民との均衡を図る観点からは、自立更生の範囲に含まれないものと解される。その他に返還額の控除を行うべき事実を見出すこともできないことから、処分庁が自立更生免除を行わなかったことについて、違法又は不当とすべき点を認めることはできない。

以上のことから、請求人の主張には理由がない。

4 付言

本件において処分庁は、傷病手当金の収入認定の取扱いに係る当初の説明によって、請求人に誤解を与えてしまったこと自体は認めている。上記3のとおり、保護受給中に資力が発生した被保護者に法63条に基づく返還義務が生じることは、担当職員の事前の説明の状況に左右されるものではないが、処分庁は、保護の実施機関として、請求人に係る事務手続が円滑に進められるよう、事実関係を精査の上、より正確な案内を行う必要がある。さらに、処分庁は、分割の支払による返還方法を提案するなど、請求人への負担が過大にならないよう、なお一層配慮することが望まれる。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われて

いるものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙(略)